

お客さま各位

みずほ信託銀行

**みずほ信託銀行の教育資金贈与信託「学びの贈りもの」
教育機関からの請求書・振込依頼書等による払い出しの窓口受付について**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

従来、教育資金贈与信託「学びの贈りもの」にかかる教育資金の払い出しには、教育機関にお支払済みの領収書等を当行にご提出いただいております。

2014年7月30日（水）より教育機関にお支払いされる前の**請求書・振込依頼書等**のみずほ信託銀行窓口へのご提出により、教育資金を払い出しただけのようにいたしました。
[領収書等の郵送による払い出しも引き続きご利用いただけます。]

詳しくは、次項をご確認いただき、ご不明な点などがございましたら、ご照会先までお問い合わせください。

今後とも、みずほ信託銀行および教育資金贈与信託「学びの贈りもの」をお引き立て賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

【請求書・振込依頼書等による払い出しに関するご留意事項】

○請求書・振込依頼書等による指定口座へのお振り込みは、みずほ信託銀行の窓口^{※1}のみの受付となります。^{※1}各トラストラウンジ・高松営業部ではお取り扱いしていません。

ご郵送での受付やみずほ銀行・みずほ証券の窓口ではお取り扱いしていません。

○払い出しのお手続きには、請求書・振込依頼書等の原本、お孫さま等（受益者）のお届印^{※2}が必要となりますので、ご来店の際にお持ちくださいますようお願いいたします。

^{※2}お孫さま等（受益者）が未成年の場合は、親権者（代理人）のお届印が必要となります。

○やむを得ないご事情により、教育資金以外の事由で払い出される場合は、祖父母さま等の贈与者（委託者）のご署名、お届印によるご押印も必要となります。

以 上

【本件に関するご照会先】

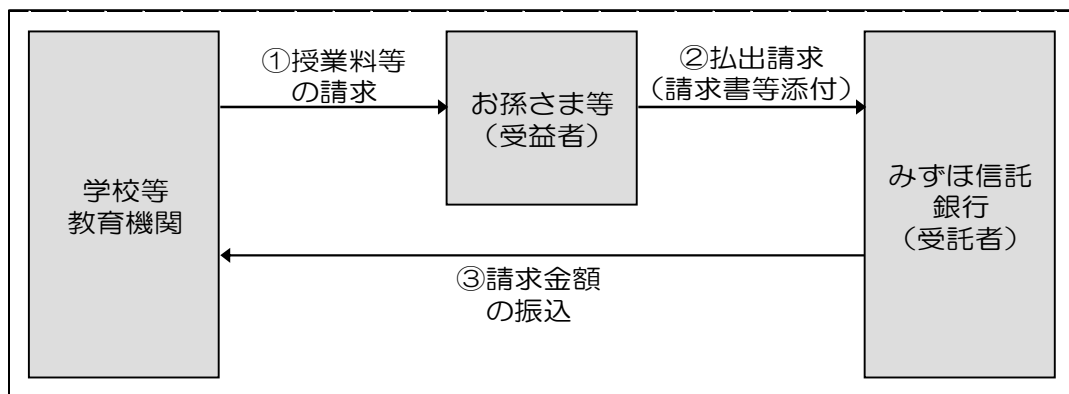
みずほ信託銀行 個人業務部 『教育信託係』 ☎ 0120-590-053

[営業時間/月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始等の休日を除く) 9:00~17:00]

お孫さま等（受益者）は、領収書等による払出請求、または請求書・振込依頼書等による払出請求を都度選択することができます。

以下は、請求書・振込依頼書等による払出請求についてのご説明となります。
[領収書等の郵送による払い出しも引き続きご利用いただけます。]

■ 請求書・振込依頼書等による払出請求に関する教育資金払い出しの手順



- 請求を受けた金銭を、みずほ信託銀行から教育機関の指定口座にお振り込みします。
- お振り込みの支払期限を経過した請求書・振込依頼書等はお受け付けできません。

■ 請求書・振込依頼書等による払出請求に関するご留意事項

- 教育機関の請求書・振込依頼書等の必要書類を、みずほ信託銀行本支店の窓口にご提出ください。郵送によるお取り扱いは行っておりません。
- みずほ信託銀行の出張所（トラストラウンジ・高松営業部）・ みずほ銀行・みずほ証券ではお取り扱いしておりません。
- みずほ信託銀行では、ご提出いただいた書類を確認いたしました後、教育資金を払い出し、教育機関の指定口座に振り込みます。
- みずほ信託銀行・みずほ銀行以外へ振り込みの場合は、所定の振込手数料がかかります。また振込先は、国内金融機関のみとさせていただきます。
- 請求書・振込依頼書等の原本を、教育資金の税務に関する資料としてみずほ信託銀行が保管します。
- 当日13時以降の受付は、原則翌営業日以降のお振込といたします。
また、午前中の受付であっても、混雑状況等によっては翌営業日以降のお振込となることがあります。振込期限には余裕をもってご来店ください。
- ご提出いただいた請求書・振込依頼書等の内容によっては、払い出しに応じかねる場合がございます。